

販路拡大を目指す事業者の皆様

桐生市販路拡大支援事業

展示会出展補助金のご案内



キッピー

3タイプの補助金を用意

～海外の展示会に出展する方～

海外展示会 出展支援

<補助対象経費>

実地出展：出展小間料、装飾費、輸送費
注：輸送費は外部専門業者に委託したものに限る。

<補助率および上限額>

補助率：補助対象経費の1/2 上限額：30万円

～国内の展示会に出展する方～

国内展示会 出展支援

<補助対象経費>

実地出展：出展小間料、装飾費

<補助率および上限額>

【小規模企業者(従業員20人以下)】
補助率：補助対象経費の1/2 上限額：20万円

【中小企業者】
補助率：補助対象経費の1/2 上限額：15万円

～オンライン展示会に出展する方～

オンライン展示会 出展支援

<補助対象経費>

オンライン出展：登録料

<補助率および上限額>

【小規模企業者(従業員20人以下)】
補助率：補助対象経費の1/2 上限額：20万円

【中小企業者】
補助率：補助対象経費の1/2 上限額：15万円

募集について

予算額に達し次第受付を終了します。
(令和6年度予算額325万円)

注

- ・展示会出展前、かつ、出展料等の支払い前に申請が必要です。
- ・申請は1事業者につき、国内外問わず2件/年度まで(但し、海外展示会は1件/年度までとし、もう1件/年度は国内・オンライン展示会のみ対象とします)

お問合せ

〒376-8501
桐生市織姫町1番1号
桐生市 商工振興課 産業立地戦略担当
TEL：0277-46-1111(内線582)
FAX：0277-43-1001
E-mail:shoko@city.kiryu.lg.jp

対象者と対象事業

補助対象者

以下いずれの条件も満たす中小企業

(1)市内に事業所を有していること。

(2)桐生市に法人市民税の申告をしている法人 または

桐生市の住民基本台帳に登録があり、事業収入の税申告をしている個人事業主。

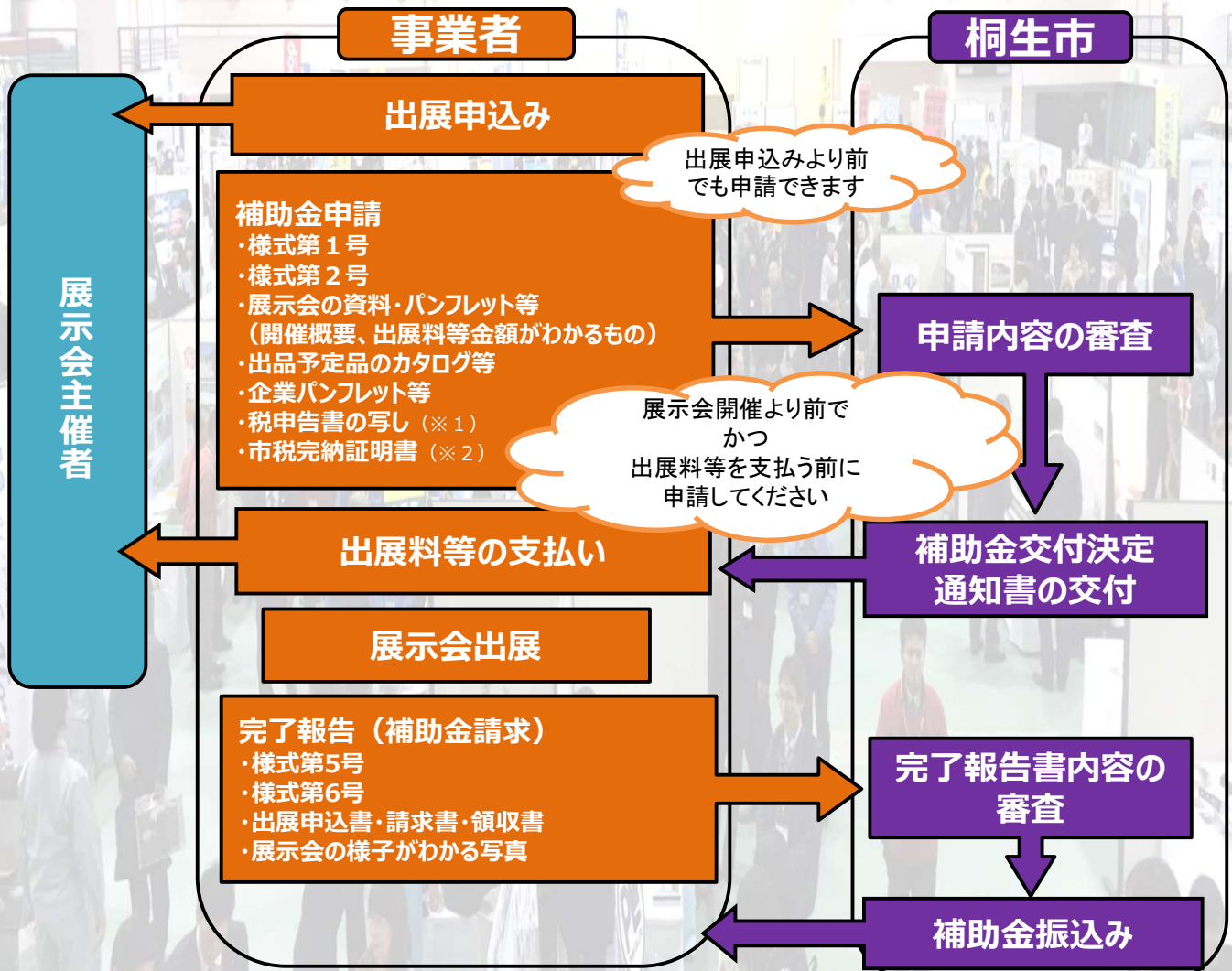
・市税を滞納している場合や、桐生市暴力団排除条例に規定する暴力団等に該当する場合は対象外です。

補助対象事業

県外で開催される展示会または国内外のオンライン展示会に出展する事業

- ・広く一般に公開されていないもの、販売することを主目的としているもの、品評会等を趣旨とした催事を除きます。
- ・年度末までに事業が終了することが条件です。
- ・ギャラリー等の小規模施設において自社製品等を展示する商談会を開催する場合は、市内2事業者以上の合同展示会のみ対象とします。
- ・国や県、産業支援機構等の公益法人等のブースで出展したり、補助を受けている展示会や見本市は対象外です(※)。
- ・対象展示会に出展するために、国、地方自治体、公益法人等から補助を受けていないことが条件です(※)。
- ※海外の展示会で、ジェットロが規定する中小企業料金の適用を受ける場合を除きます。

桐生市展示会出展補助制度手続きフロー



※1 税申告書は、受付の收受印が押されたものの写しで、以下の書類。

法人の場合 → 法人市民税申告書 (様式第二十号または二十号の三)

個人事業主の場合 → 申告方法により以下のどちらか ①市県民税申告 → 市民税県民税申告書
②確定申告 → 確定申告書 (第1表)

・電子申告の場合は、上記と併せて受付完了通知画面の写しが必要となります。

・法人市民税申告書の写しは、桐生市役所税証明コーナーの法人市民税の納税証明書 (有料) でも可とします。

・市民税県民税申告書の写しは、桐生市役所税証明コーナーでも取得できます (無料)。

※2 発行後3か月以内のもので、写しでも可。